

長野県民生児童委員互助共励事業運営規程

(目的)

第1条 この事業は、長野県民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の互助並びに共励を図り、地域福祉活動に資することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、長野県民生児童委員協議会（以下「県民児協」という。）とし、その運営については、県民児協理事会（以下「理事会」という。）があたるものとする。

2 理事会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 互助共励事業の運営に関する事項
- (2) 互助共励事業の予算に関する事項
- (3) その他事業の実施運営に必要な事項

(会員及び運営資金)

第3条 会員は、民生委員とし、その委嘱をされたときから会員となる。

2 運営資金は、会費、補助金、その他をもって充てる。

(会費の額及び納入手続き)

第4条 会費は、年額1人1,500円とする。

2 民生委員法（以下「法」という。）第25条第2項の規定による民生児童委員協議会会長（以下「民協会長」という。）は、毎年4月1日現在における民生委員の会費をとりまとめ、4月30日までに県民児協に納入するものとする。

この場合において、法第20条第2項の規定により組織する民協会長（以下「地区民協会長」という。）は、市民生児童委員協議会（以下「市民児協」という。）を経由して納入するものとする。

(互助事業)

第5条 会員が、次の各号の1に該当した場合、別表により給付を行う。

- (1) 死亡（配偶者の死亡を含む。）
- (2) 傷病
- (3) 災害
- (4) 退任

(給付の手続き等)

第6条 前条の規定に基づく給付の手続きは、次によるものとする。ただし、地区民協会長は、市民児協を経由して申請するものとする。

(1) 死亡、傷病及び災害

民協会長は、会員又は会員の遺族から死亡、傷病又は災害の申出があったときは、その事実を確認のうえ、直ちに別紙様式1により県民児協に申請するものとする。

(2) 退任

民協会長は、会員から退任の申出があったときは、その事実を確認のうえ、

直ちに別紙様式 2 により県民児協に申請するものとする。

(給付の決定及び給付金の送金)

第 7 条 前条の規定に基づく給付の決定は、県民児協会長が行うものとする。ただし、この規程によりがたいものについては、理事会にはかり決定するものとする。

2 県民児協会長は、決定した給付金を民協会長に送金するものとする。

この場合において、地区民協会長への送金は市民児協を經由して行うものとする。

(共励事業)

第 8 条 次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 民生委員に必要な資料の作成配布

(2) 代議員、ブロック事務担当者合同研究協議会関係事業

2 前項のほか、特に必要と認める事業の実施については、理事会にはかり決定することができるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。ただし、在職年数は昭和 46 年 12 月 1 日から起算する。

2 この規程の一部改正部分は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

3 この規程の一部改正部分は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

4 この規程の一部改正部分は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

5 この規程の一部改正部分は、平成 2 年 10 月 1 日から適用する。

6 この規程の一部改正部分は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

長野県民生児童委員互助共励事業運営規程第5条に定める給付は、次による。

1 死亡弔慰

(1) 会員が、公務上死亡した場合（公務死亡）	200,000 円以内
(2) 会員が、死亡した場合（一般死亡）	30,000 円
(3) 会員の配偶者が、死亡した場合（配偶者死亡）	15,000 円

2 傷病見舞

(1) 会員が、公務上傷病を受けた場合（公務傷害）	150,000 円以内
(2) 会員が、公務に起因する疾病にかかった場合（公務疾病）	20,000 円以内
(3) 会員が、重傷病にかかった場合（一般傷病）	
2 か月以上	10,000 円
1 か月以上 2 か月未満	8,000 円

3 災害見舞

会員が、災害を受けた場合

居宅の場合	20,000 円
居宅以外	15,000 円

4 退任慰労金（死亡を除く。）

1 年 未 満	1,000 円
1 年以上 3 年未満	2,700 円
3 年以上 5 年未満	4,300 円
5 年以上 7 年未満	5,900 円
7 年以上 9 年未満	7,500 円
9 年以上 11 年未満	9,100 円
11 年以上 13 年未満	10,700 円
13 年以上 15 年未満	12,400 円

15 年以上 1 年を増すごとに、800 円を加算する。

5 退任慰労金の算定期間は、すでに、この事業による退任慰労金給付の算定基礎となった期間は、これを含まないものとする。

注：上記のほか、会員本人が死亡した場合は、

県民児協会長から「弔辞」

県社協会長から「弔辞」と「死亡弔慰金 2,000 円」(別紙「請求書」様式参照)

が贈られます。

「弔辞」の文面と封筒がお手元にはない場合は、ご連絡ください。